



中核的人材育成促進事業費補助金のご案内

食関連産業や健康長寿関連産業の企業が、新增設などに伴い道内で雇用した中途採用者を対象に実施する人材育成事業に対し、費用の一部を助成します。

1 補助対象事業者

・道内に本社を有し、次のいずれかに該当する者で、次の新設又は増設計画について、国、北海道又は市町村による承認、指定又は補助金、税制上の優遇措置等の支援を受けた、受けている又は受ける予定である者

- ① 道内において工場等を新設する計画を有し、当該工場等の操業に必要な従業員を道内に雇用した又は雇用する企業
- ② 道内に工場等を有し、設備投資又は従業員の増設計画を有する企業

※ ただし北海道産業振興条例（北海道条例第68号）に基づく従業員派遣及び専門家の招聘に係る支援対象となる事業は除きます。

2 補助対象事業

・工場等における生産等の事業の拡張等に伴って必要であり、かつ、道内で雇用した従業員（中途採用者）を対象として実施する人材育成事業で、次に掲げるいずれか又は両方に該当する事業とします。

- ① 中途採用者を専門的技術・知識を有する中核的人材に育成するために独自のカリキュラムの作成や講師の招聘などを行う自社研修の開催、道内外の先進企業、研究機関及び資格取得のために必要な研修への派遣等を行う研修事業
- ② 中核的人材の育成に向けた取組の一環として自社で実施する入社時の研修事業

※ 人材育成事業の対象となる従業員は、平成28年度中に中途採用した正規雇用の従業員に限りません。

3 補助対象業種

主要業種	関連業種
<食関連産業>	
・食料品製造業	農業、林業、漁業、水産養殖業、飲料・たばこ・飼料製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、プラスチック製品製造業、窯業・土石製品製造業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他製造業、道路貨物運送業、倉庫業、飲食料品卸売業、保健衛生
・飲料・たばこ・飼料製造業	農業
<健康長寿関連産業>	
・食料品製造業	化学工業
・飲料・たばこ・飼料製造業	化学工業
・化学工業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、プラスチック製品製造業、窯業・土石製品製造業、生産用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、情報サービス業、道路貨物運送業、倉庫業、学術・開発研究機関
・業務用機械器具製造業	繊維工業、印刷・同関連業、プラスチック製品製造業、窯業・土石製品製造業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、その他製造業、情報サービス業

※ 農業、林業、漁業、水産養殖業は、「六次産業化・地産地消法」に基づく事業認定を受けた6次産業化に取り組む事業者に限ります。

4 補助対象経費、助成額及び限度額

補助対象経費	助成額	限度額
報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、諸経費、その他知事が特に必要と認めた経費	補助対象経費の8割以内	100万円

※1) 補助対象事業者が従来から行っている人材育成の取組の単純な振替にあたる事業の経費などは対象となりません。

※2) 補助事業の着手は、補助金の交付決定後を原則とします。ただし、特別な理由（実施時期の遅延により事業効果が損なわれる場合など）がある場合は、申請により交付決定前の着手（指令前着手）を認めることがありますので、事前にご相談ください。

【お問い合わせ先】

北海道経済部産業振興局産業振興課 立地支援グループ

〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 TEL: 011-204-5328 FAX: 011-232-2139